

矢板市生活支援ホームヘルプサービス事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、介護保険の要介護認定により「自立」とされながらも、日常生活を営むのに不安のあるひとり暮らし高齢者及び高齢者夫婦のみ又は高齢者同士の世帯の高齢者（以下「ひとり暮らし高齢者等」という。）が要介護状態に陥ったり、身体状況が悪化しないよう、ホームヘルパーを派遣して適切な生活支援や、日常生活の世話及び外出時の付添い等を行い、もってひとり暮らし高齢者等が健全で安らかな生活を営むことができるよう援助することを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、矢板市とする。

(事業の委託)

第3条 市長は、派遣対象者の決定、登録、変更、廃止等に関する事項を除き、介護保険制度下において指定を受けた指定訪問介護事業者（以下「受託者」という。）に委託するものとする。

(派遣対象者)

第4条 ホームヘルパーの派遣対象者は、本市に住所を有し、介護保険給付の適用外のひとり暮らし高齢者等とする。

(サービス内容)

第5条 ホームヘルパーの行うサービスは、次に掲げるもののうち必要と認められるものとする。

- (1) 安否確認に関すること。
- (2) 相談助言に関すること。
- (3) 家事援助等に関すること。
- (4) 関係機関等との連絡に関すること。

(派遣の申請)

第6条 ホームヘルパーの派遣を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、矢板市生活支援ホームヘルパー派遣申請書（別記様式第1号。以下「申請書」という。）を市長に提出するものとする。

(派遣の決定)

第7条 市長は、前条の申請書を受理したときは、当該対象者の身体の状態及び世帯の状況を調査し、ホームヘルパー派遣要否を決定し、矢板市生活支援ホームヘルパー派

遣決定通知書（別記様式第2号）により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、調査の結果、派遣を要しないと認めたときは、矢板市生活支援ホームヘルパー派遣却下通知書（別記様式第3号）により申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、派遣を認めた者（以下「利用者」という。）について、必要な事項を矢板市生活支援ホームヘルプサービス事業利用者台帳（別記様式第4号）に登録するものとする。
- 4 市長は、利用者について、矢板市生活支援ホームヘルプサービス事業利用依頼書（別記様式第5号）により受諾者に連絡するものとする。

（派遣回数等の決定）

- 第8条 ホームヘルパーの派遣回数、派遣時間数及びサービス内容は、対象者の身体的状況、家庭の状況等を勘案して決定するものとする。ただし、ホームヘルパーの派遣回数、派遣時間数及びサービス内容については申請者の申し出により臨時に変更することができるものとする。
- 2 ホームヘルパーの派遣時間は1時間を単位とする。ただし、必要に応じ30分を単位とすることができるものとする。

（費用の負担）

- 第9条 ホームヘルパー派遣決定の通知を受けた申請者（以下「利用者」という。）は、利用料1時間当たり200円に利用時間に乗じた費用を負担するものとする。
- 2 前項の規定により利用者が負担すべき費用は、直接受託者に納付するものとする。

（従事の確認）

- 第10条 ホームヘルパーは、ホームヘルプ業務に従事したときはその都度、時間、内容等を矢板市生活支援ホームヘルパー活動記録簿（別記様式第6号）に記入し、原則として対象者等の確認を受けるものとする。

（派遣の廃止）

- 第11条 市長は、利用者が次の各号の一に該当するときは、ホームヘルパーの派遣を廃止するものとする。
- (1) 介護保険給付の適用者となったとき。
 - (2) 第2条に規定する派遣対象の要件に該当しなくなったとき。
 - (3) 利用者が派遣を辞退したとき。
 - (4) 対象者が養護老人ホーム等へ入所したとき。
 - (5) 対象者が医療機関等に入院し退院の見込みが不明のとき。
- 2 市長は、ホームヘルパーの派遣を廃止したときは、矢板市生活支援ホームヘルパー派遣廃止通知書（別記様式第7号）により利用者に通知するものとする。

(秘密の保持)

第12条 ホームヘルパーは、その業務を行うに当たっては、高齢者等の人格を尊重して行うとともに、当該対象者等の身上及び家族に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(他事業との一体的効率的運用)

第13条 事業の実施に当たり、身体障害者等ホームヘルプサービス事業との一体的効率的運営を図るものとする。また、地域包括支援センターを活用し、他の在宅サービスに係る事業との連携を図り実施するものとする。

(実績報告及び費用の請求)

第14条 受託者は、矢板市生活支援ホームヘルプサービス事業実施状況報告書(別記様式第8号)及び矢板市生活支援ホームヘルプサービス事業費用請求書(別記様式第9号)を利用の月ごとに作成し、翌月の10日までに市長に提出しなければならない。このとき矢板市生活支援ホームヘルパー活動記録簿の写しを添付する。

2 市は、矢板市生活支援ホームヘルプサービス事業費用請求書に基づき、事業に要した経費のうち利用者負担分を除いた額を受託者に支弁する。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

(矢板市ホームヘルプサービス事業運営要綱の廃止)

2 矢板市ホームヘルプサービス事業運営要綱(平成9年10月1日)は、廃止する。

3 この要綱施行前に附則第2項の規定による廃止前の矢板市ホームヘルプサービス事業運営要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為で介護保険の要介護認定結果において自立と判定された者は、この要綱の規定に基づいてなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。